

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都市緑地法の特例）</p> <p>第百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをするようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「<u>都道府県知事に協議しなければ</u>」とあるのは、「<u>同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ</u>」とする。</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた都市緑地法第十四条第八項の通知を受けた者は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>（都市緑地法の特例）</p> <p>第百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをするようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とする。</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた都市緑地法第十四条第八項の通知を受けた<u>都道府県知事は</u>、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。</p> <p>3 略</p>